

資料1 訂正表

箇所	訂正前	訂正後
目次 「第3章」 2基本目標	基本目標1 支えあい安心できる生活 基本目標2 生きがい満ちた生活 基本目標3 元気あふれる生活 基本目標4 充実した介護を受けられる生活	基本目標1 生きがい満ちた生活 基本目標2 元気あふれる生活 基本目標3 支えあい安心できる生活 基本目標4 充実した介護を受けられる生活
26 ページ タイトル (見えづらい)		5 介護保険サービスの利用状況
56 ページ 57 ページ		別紙に差し替え
59 ページ 最下行 枠の中	■ 高齢者見守り事業 <u>(再掲)</u>	■ 高齢者見守り事業
60 ページ 上から1行目	課題(4) 認知症 <u>知症</u> 支援策の充実	課題(4) 認知症支援策の充実
60 ページ 上から6行目	認知症地域支援推進員の配置認知症初期集中支援チーム	認知症地域支援推進員の配置 <u>や</u> 認知症初期集中支援チーム
60 ページ 最下行 枠の中	■ 高齢者見守り事業	■ 高齢者見守り事業 <u>(再掲)</u>
62 ページ 「元気あふれる生活」 「健康づくり事業」	1 健康教育相談	1 健康教育・相談
76 ページ 上から5行目	高齢者福祉総合計画 <u>では</u> 、生きがいがないという <u>回答が</u> 、	高齢者福祉総合計画 <u>における</u> 、生きがいがないという <u>方</u> が、
76 ページ 下から4行目 「いこいの家はなさか」	<u>利用者の健康の増進・レクリエーションの場の確保をします。</u>	<u>健康の増進、レクリエーション等に利用できる施設の運営をします。</u>
79 ページ 下から2行目	必要に応じ <u>こころの健康づくり</u> や介護予防事業に	必要に応じ介護予防事業に
80 ページ 上から9行目	高齢者うつ病 <u>や認知症</u> などへの	高齢者うつ病などへの
80 ページ 下から4行目	健康教育相談	健康教育・相談
80 ページ 下から3行目 「健康診査」	特定健康診査や高齢者健康診査、 <u>骨粗しょう症検診</u> 、各種がん検診等	特定健康診査や高齢者健康診査、各種がん検診等
80 ページ 下から3行目 「訪問指導」	<u>こころの問題に関する</u> 個別訪問を実施します。	<u>必要な方には</u> 個別訪問を実施します。
81 ページ 上から25行目から26行目	シルバーリハビリ体操などにより、筋力の衰えを予防し、認知機能が <u>向上することができる</u> よう、	シルバーリハビリ体操 <u>教室</u> などにより、筋力の衰えを予防し、認知機能の <u>向上が図られる</u> よう、
90 ページ 表の中で 「包括的・継続的支援事業」 「総合相談支援」	各種相談に合わせて <u>相談に合わせて</u> 、 <u>合わせて</u> 関係機関と連携し	各種相談に合わせて関係機関と連携し

1 基本目標

本計画の「基本理念」の実現に向け、基本目標を次のとおり設定し、施策の充実を図ります。

基本目標 1 生きがいに満ちた生活

～社会参加・生きがいつくりの推進～

これまでサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性の中で成り立ちがちだった取組，サービス提供といった形式にとどまらず，自らが生きがいを持ちながら，様々な機会を通じて支援し合うことができるよう，高齢者が主体的に活動（スポーツ・地域貢献・就業等）することが必要です。そのために，高齢者の社会参加機会の充実に取り組みます。

高齢者が，積極的に社会参加することにより，自らが生きがいを持つばかりでなく，世代を超えて地域住民が共に支えあう地域づくりの土壌が形成されることが期待できます。

基本目標 2 元気あふれる生活

～介護予防の推進～

高齢者が健やかな生活を送るためには，健康な生活習慣の重要性に対して関心と理解を深め，要介護状態になることへの予防や要介護状態の軽減・悪化を防止することが必要です。そのために，自分の健康は自分で守る意識を持っていただき，高齢者の状態像に応じて，従来から取り組んできた保健事業の充実をはじめ，新しい地域支援事業等への的確な対応に取り組みます。

《イラストは別途調整します。》



基本目標 3 支えあい安心できる生活

～地域包括ケアシステムの構築～

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすために、公的機関による社会福祉サービスばかりではなく、地域住民による協力体制も含め、様々な状態にある高齢者を支えあえる体制づくりに取り組みます。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を実現するため、本人の住まい方や暮らし方に対する意思に基づいた選択と、自立支援の観点から介護保険サービスばかりではなく、多様な生活支援のための保健福祉サービス、ボランティア活動など、地域住民による活動の展開も含め、地域における総合的な保健・医療・福祉サービスが必要です。

それぞれの状態に応じて、必要な時に必要なところで、必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、日常生活の場で高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援事業の適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを構築します。

基本目標 4 充実した介護を受けられる生活

～介護サービスの基盤整備の推進～

要介護者の多くは在宅での介護を希望しており、これに対応するためにも、必要な居宅サービス（通所系・訪問系サービス等）の充実に取り組みます。

また、介護保険制度、介護保険の実施状況、サービスの内容やサービス事業者等の情報を高齢者やその家族が正確かつ的確に把握することができるよう、情報提供及び提供体制の整備に取り組むと同時に、家族介護者に対するケアを充実します。

一方で、多様なサービス提供主体が増える中で、保険者によるサービスの資質の担保がますます重要になります。サービス事業者等の関係機関と連携して、サービスの質の向上を図ります。